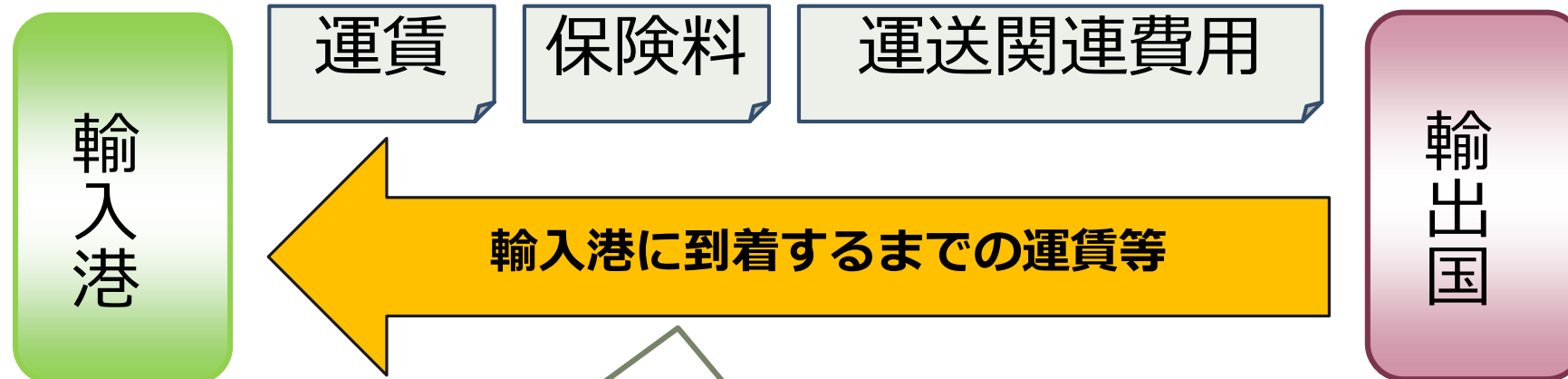


1号 輸入港までの運賃等

「輸入港に到着するまでの運賃等」とは、輸入貨物が輸入港に到着するまでの運送にかかる運賃、保険料その他当該運送に関連する費用のことをいいます。

保険料とは？
輸入貨物の輸入港までの運送に関して実際に要した保険料をいいます。



輸入港に到着するとは？
単に輸入港の港域に到着することを意味するのではなく、
輸入貨物の船卸し等ができる状態になることをいいます。

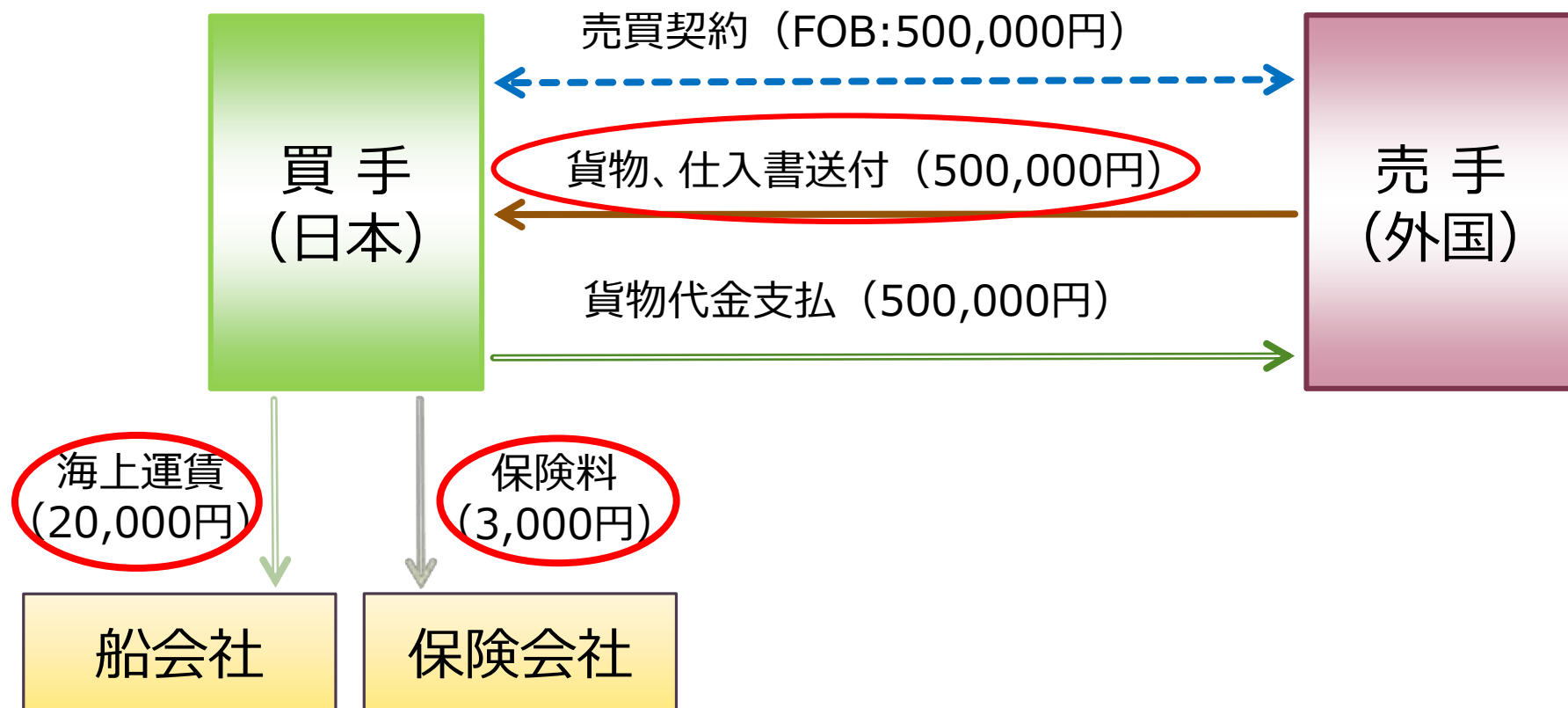
▶ 「その他当該運送に関連する費用」とは、輸入貨物の輸入港までの運送に付随して発生する積卸しその他の役務の対価として支払われる費用をいい、例えば次のような費用をいいます。

- ・ 輸出国における積込み前の一時的な保管料
- ・ 輸出の際に税関手続等に要した費用
- ・ 輸出国において要したコンテナ・サービス・チャージ
- ・ 輸出国におけるコンテナ積替費用
- ・ 輸出港における船積費用
- ・ 輸送中における積替費用

船社チャージは特にご質問が多い項目です。

船会社が発行する「Arrival Notice」等に記載される、運賃以外のチャージについても、「輸入貨物の輸入港までの運送に付随して発生する費用」であれば、加算要素として課税価格に含める必要があります。しかし、「●●●」なら加算要素、「△△△」なら非加算要素というように名称・略称で判断するのではなく、何に対して発生しているチャージなのかを確認することが大切です。

【事例12】 買手が貨物代金の他に日本までの運賃及び保険料を支払っている場合



課税価格 = 〔 仕入書価格 (500,000円) + 海上運賃 (20,000円) + 保険料 (3,000円) 〕